

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請について
(金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整)

対象中小企業者

- ・経営の相当程度の合理化を実施している金融機関に対する取引依存度が10%以上で、当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比マイナス10%以上で、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者

必要な提出書類

- ①認定申請書（2部）
- ②直近の決算書の写し・商業登記簿謄本写し（法人の場合）
- ③直近の確定申告書の写し（個人の場合）
- ④直近並びに前年同期の金融機関別借入金残高証明書及び借入金残高一覧表（2部）
- ⑤委任状（代理申請の場合必要）

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の
規定による認定申請書

平成 年 月 日

内灘町長

申請者

住 所

氏 名

印

私は_____が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- 金融機関からの総借入金残高のうち、_____からの借入金残高の占める割合 _____% (A/B)
A 年 月 日の_____からの借入金残高 _____円
B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____円
- _____からの借入金残高の減少率 _____% ((D-C)/D×100)
C 年 月 日の_____からの借入金残高 _____円
D 年 月 日 (Cの前年同期を記入のこと) の_____からの借入金残高 _____円
- 金融機関からの総借入金残高の減少率 _____% ((F-E)/F×100)
E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 _____円
F 年 月 日 (Eの前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高 _____円

平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

認定者 内灘町長

(留意事項)

- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日迄

直近並びに前年同期の借入残高一覧表

該当企業

住 所

会社名

代表者名

印

金融機関	貸付種別区分	平成 年度 月 日現在	平成 年度 月 日現在
合 計		0	0

注 1.直近とは、原則として認定申請日の概ね1ヶ月前までとなります。

注 2.金融機関には、政府系金融機関、保険会社を含む。

注 3.商業手形、支払保証、住宅ローン、手形割引は、認定申請書に記載する借入金残高には、含まれません。

平成 年 月 日

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による
町長認定に係る委任状

(委任者)

住 所

社 名

代表者名

印

私は、この町長認定に関する一切の行為を下記の者に委任します。

記

(受任者)

住 所

社 名

氏 名

(あて先)内灘町長